

補助対象となる事業等

区分	補助対象事業	補助対象経費	補助率
人材育成を目的とした事業	外部団体等機関が実施する研修を、市内事業所に勤務する従業員等が受講する事業	研修の受講に係る費用	2分の1
	外部団体等の専門家派遣を受け、市内事業所に勤務する従業員等を対象に開催する研修事業	講師への謝金、会場使用料その他研修の開催に係る費用	
自らの雇用確保を目的とした事業	市内外で行われる就職フェア、合同企業説明会等に出展する事業	出展に係る費用	
	情報誌等に記事を掲載する事業	記事の掲載に係る費用	
	日進市ショートタイムテレワーク事業	備品等の購入に係る費用	
販路拡大を目的とした事業	自らの製品及び技術について、見本市、展示会等に出展する事業	出展に係る費用	
	自らの事業に関するホームページを開設し、又は改修する事業	ホームページの開設又は改修に係る費用	
	自らの製品及び技術について、電子商取引サイト(注1)を開設し、又は改修する事業		
	自らの製品及び技術について、出店型電子商取引サイト(注2)に新規出店し、又は当該サイトに掲載したホームページを改修する事業	ホームページの開設又は改修に係る費用、初期登録費用	
	自らの事業を広告するための看板を作成し、及び設置する事業	看板の作成及び設置に係る費用	
	自ら開発した新製品(注3)を広告する事業	新製品に係る広告媒体製作費、撮影費用、撮影用スタジオ使用料その他新製品の広告に係る費用	

【備考】 補助対象事業は、市内で事業を開始した日以降に行ったものに限る。

注1) 企業間取引(Business to Business)又は企業・消費者間取引(Business to Consumer)を目的とした電子商取引サービスを提供するウェブサイトをいう。

注2) 1つの電子商取引サイト上に複数の店舗が出店し商品を出展しているウェブサイトをいう。

注3) 交付申請をした会計年度に新たに商品化したものをいう。

【問い合わせ】

日進市 産業観光課 商工業支援室 〒470-0192 日進市蟹甲町池下 268 番地

電話番号：0561-76-7366 ファクス番号：0561-73-1821

申請様式等のダウンロードは下記ページまたは右の QR コードから

<https://www.city.nisshin.lg.jp/departmentsangyoseisaku/sangyo/6/2/4/13014.html>

